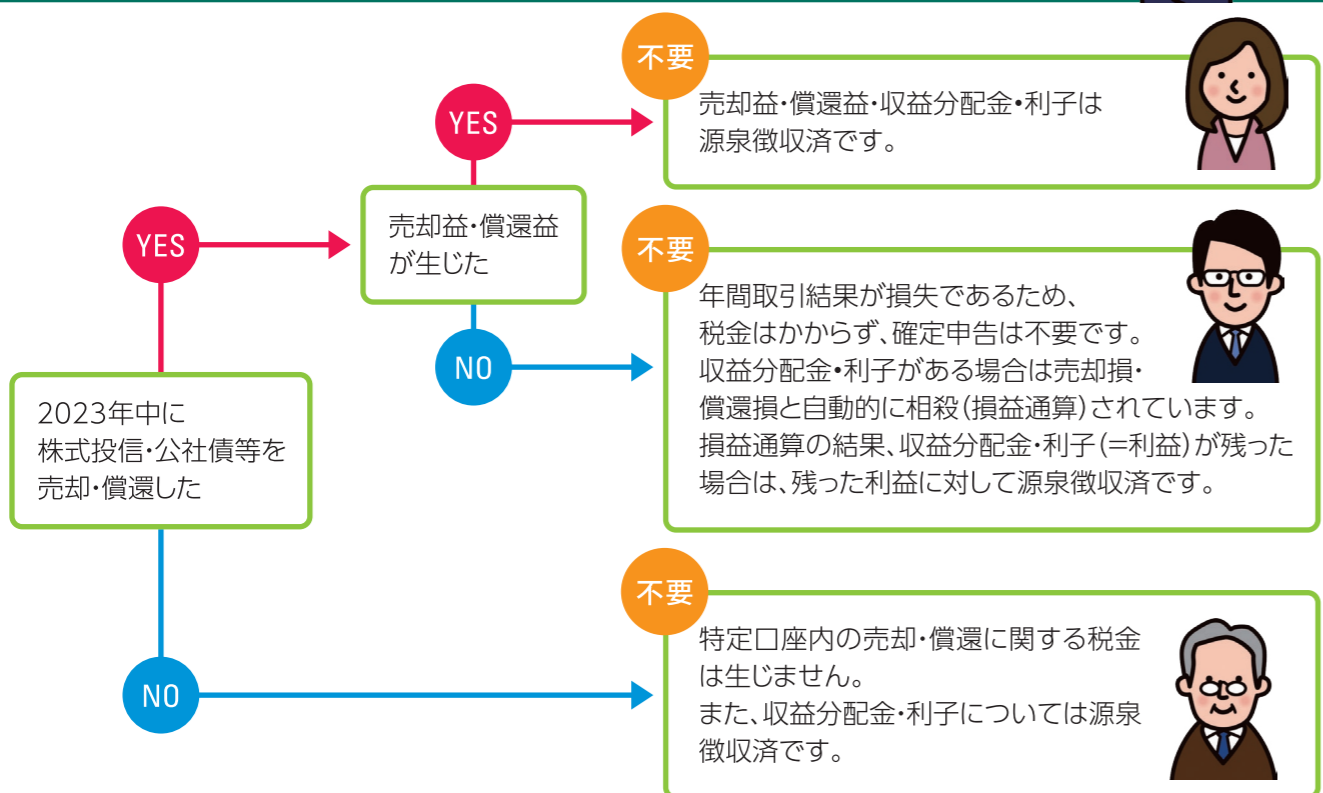




～伊予銀行の特定口座「源泉徴収あり」をご利用の場合～

「確定申告が必要かどうか？」



→ 原則として、確定申告は不要です。

特定口座「源泉徴収あり」で確定申告が必要なケースは？

- 1 他の金融機関*の口座で生じた株式投信・公社債等の譲渡所得や収益分配金、利子等と損益通算する場合
*他の金融機関には四国アライアンス証券も含まれますのでご注意ください。
- 2 譲渡損失の繰越控除の特例を受ける場合
- 3 譲渡損失の繰越控除の特例の対象となっている損失と損益通算する場合
- 4 配当控除の適用を受ける場合

※なお、確定申告したことにより、配偶者控除の適用や国民健康保険料等に影響が生じるケースもあります。詳しくは、税務署・税理士などの専門家にご相談ください。

○当資料は、証券税制等の説明用資料として伊予銀行が作成したものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。また、信頼できると考えられる情報に基づいて作成していますが、内容の正確性や完全性を保証するものではありません。

○当資料は、2023年12月時点での情報をもとに作成しています。今後の税制改正等により内容が変更になる可能性もありますのでご注意ください。

特定口座の確定申告は、スマートフォンでもできます。

ご自宅から e-Tax で

・マイナンバーカードとスマートフォン（マイナンバーカード読取対応）をお持ちの方は、自宅等で確定申告書を作成し、e-Tax で送信（提出）できます。

もっと便利に

・「マイナポータル連携」の利用や、証券会社等から電子交付を受けた XML データ形式の年間取引報告書の利用により、報告書の内容が自動入力されます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁 HP 確定申告書等作成コーナー

所得税の確定申告をされる方はこちら



●お問い合わせはお近くのいよぎんの窓口または [いよぎん投信デスク]

0120-75-1444

受付時間 9:00～17:00 (銀行休業日は除きます)

●ホームページ

www.iyobank.co.jp

いよぎん 特定口座年間 取引報告書の 見方

確定申告がスムーズに行える「特定口座年間取引報告書」の説明です。



ご注意ください

- 債券・投資信託は預金商品ではなく、当行が元本・収益分配金・利子を保証する商品ではありません。
- 証券取引口座(銀行口座)で取り扱う債券・投資信託は預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、信託財産に組み入れた株式や債券の価格変動、金利や為替相場の変動などにより、基準価額が上下し、お客さまの投資元本が減少する可能性があります。
- 確定申告を行う場合は、税務署・税理士などの専門家にご相談ください。

特定口座年間取引報告書の見方

作成日 2023年12月29日
頁 1
NT1G

A 源泉徴収の選択

源泉徴収 有(あり)

特定口座内の利益(売却益・償還益・収益分配金・利子)について、所得税15.315%・住民税5%を源泉徴収し納税済みです。

源泉徴収 無(なし)

特定口座内の利益(売却益・償還益)について、税金は源泉徴収していません。お客さまご自身で確定申告と納税が必要です。

B 譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等

2023年に売却・償還した投資信託および公社債等の損益を記載しております。

③ 差引金額 プラス
(譲渡所得等の金額)

年間の取引結果がプラス(利益)でした。

③ 差引金額 マイナス
(譲渡所得等の金額)

年間の取引結果がマイナス(損失)でした。
(その金額は⑩に転記されています)

C 配当等の額及び源泉徴収税額等(特定上場株式等の配当等)

⑨ 合計
(配当所得の金額)

普通分配金(特定口座内の株式投信に関して、所得税・住民税の対象となる収益分配金)合計額とそれに対してすでに源泉徴収された所得税・住民税の額です。

特別分配金の額

税金がかからない元本払戻金(特別分配金)の合計額です。

D 配当等の額及び源泉徴収税額等(特定上場株式等の配当等以外のもの)

⑮ 合計
(利子所得の金額)

公社債等の利子の合計額とそれに対してすでに源泉徴収された所得税・住民税の額です。

E 差引金額／納付税額／還付税額

「源泉徴収あり」を選択いただいたお客さまは、⑰差引金額で譲渡損失と普通分配金・利子を損益通算し、該当年の普通分配金・利子に対して最終的に源泉徴収されるべき所得税・住民税を⑱納付税額に表示します。そして、⑨⑮のすでに源泉徴収された税額と⑱源泉徴収されるべき納付税額とで過納分があれば⑲還付税額に表示します。還付金は翌年1月に指定預金口座に入金されます。

※「源泉徴収なし」の特定口座の場合

売却益・償還益について税金は源泉徴収していませんので、お客さまご自身で確定申告と納税が必要です。売却損・償還損については税金がかかりませんので申告は原則として不要です。ただし、譲渡損失の3年間繰越控除を利用する場合等は、確定申告が必要です。また、「源泉徴収なし」の特定口座内には株式投信および公社債等の収益分配金や利子を受入れることはできません。売却損・償還損と収益分配金・利子を相殺(損益通算)する場合は、お客さま自身で確定申告をする必要があります。その際、収益分配金・利子等の支払通知書がご使用できます。

特定口座開設者		フリガナ	勤定の種類	保管・配当等
住所(居所)			口座開設年月日	令和2年11月1日
氏名			源泉徴収の選択	有
前提出時の住所又は居所		生年月日		

譲渡区分	①譲渡の対価の額(収入金額)	②取得費及び譲渡に要した費用の額等	③差引金額(譲渡所得等の金額)(①-②)
上場分	1000000	999900	100
特定信用分			
合計	1000000	999900	100

種別	配当等の額	源泉徴収税額(所得税)	配当割額(住民税)	特別分配金の額	上場株式配当等控除額	外国所得税の額
④株式、出資又は基金						
⑤特定株式投資信託						
⑥投資信託又は特定受益証券発行信託(③、⑦及び⑧以外)	4086	539	204		86	6
⑦オープン型証券投資信託	6129	809	306		129	9
⑧国外株式又は国外投資信託等	0	0	0			
⑨合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)	10215	1348	510	0	215	15
⑩公社債	0	0	0			
⑪社債的受益権						
⑫投資信託又は特定受益証券発行信託(③及び④以外)	0	0	0		0	
⑬オープン型証券投資信託	0	0	0		0	
⑭国外公社債等又は国外投資信託等	0	0	0			
⑮合計(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	0	0	0	0	0	0
⑯譲渡損失の金額	0					
⑰差引金額(⑨+⑮-⑯)	10215					
⑱納付税額		1348	510			
⑲還付税額(⑨+⑮-⑱)		0	0			

所在地	名称	法人番号
松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行 本店営業部 (電話) 089-941-1141	4500001000003

※NISA口座でのお取引については「特定口座年間取引報告書」に記載されません。
※令和元年度(平成31年度)税制改正で確定申告の際、「特定口座年間取引報告書」は添付不要となりましたが、大切に保管してください。

ご存知ですか? 「譲渡損失の繰越控除」

譲渡所得の損失(株式投信および公社債等の売却損・償還損)を3年間にわたって繰越することができます。ただし、毎年確定申告が必要になりますので、注意が必要です。

NISA 「一般NISA」は毎年120万円まで、「つみたてNISA」は毎年40万円までの投資額に対する売却益(譲渡所得)および収益分配金(配当所得)が非課税となる制度です。NISA口座でのお取引は非課税で、確定申告も不要です。ただし、「一般NISA」と「つみたてNISA」の併用はできません。また、NISAのご利用は、NISA口座の開設が必要となります。

詳しくは、当行ホームページまたは窓口等でご確認ください。

※2024年から新NISA制度に変わります。

